

○豊島区公園緑地課ソーシャルメディア運用要綱

令和5年9月27日  
5豊都公発第1956号  
土木担当部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区ソーシャルメディア運用基準(令和2年8月1日2豊政広発第311号)(以下「運用基準」という。)に基づき、豊島区公園緑地課(以下「公園緑地課」という。)が開設するソーシャルメディアを活用し、区民等への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めるものとする。

(運用管理者)

第2条 運用基準に基づき、運用管理者には、公園緑地課長を充てる。

(運用ソーシャルメディア)

第3条 公園緑地課が運用するソーシャルメディアは次に掲げるものとする。

- (1) X(提供元:米国 X Corp.)
- (2) Instagram(提供元:米国 Meta Platforms, Inc.)
- (3) Facebook(提供元:米国 Meta Platforms, Inc.)

(運用主体の明示)

第4条 公園緑地課は、アカウント名を「豊島区 公園緑地課」と称し、プロフィール等には公園緑地課が運用していることを明示する。

2 公園緑地課は、なりすまし等による誤情報の流布を防ぐため、豊島区公式ホームページにアカウント名等の登録内容を明示する。

3 豊島区公式ホームページに明示する登録内容は次に掲げるものとする。

- (1) X(アカウント名:「豊島区 公園緑地課」、ユーザー名:「@toshima\_park」)
- (2) Instagram(アカウント名:「豊島区 公園緑地課」、ユーザーネーム:「toshima\_park」)
- (3) Facebook(ページ名:「豊島区 公園緑地課」、ページID「140313369162378」)

(発信内容)

第5条 公園緑地課は、ソーシャルメディアにおいて、次に掲げるものを発信する。

- (1) 公園緑地課が管理する施設に関する情報
- (2) 公園緑地課が開催するイベントに関する情報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運用管理者が特に必要と認めるもの

(発信方法)

第6条 公園緑地課が運用するソーシャルメディアは第5条に掲げる発信のみを行う。

2 公園緑地課は、他のアカウントが発信する内容の引用や他のアカウントに対する個別の返答等を行わない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年9月27日から施行する。

2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規定（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条の規定により、土木担当部長の決定区分とする。